

事務事業評価における総括

部 局 名	監査事務局	記入責任者	小澤 伸一
評価について（現状と課題）			
<p>【事業の達成状況について（現状）】</p> <p>監査事務局の業務計画に位置付けられた重点事業については、全ての事業で指標の目標値を達成しており、成果が出ていることからS評価としています。引き続き、監査執行計画に沿って、適切に各事業を実施していきます。</p> <p>【達成できた（できなかった）要因についての分析（課題）】</p> <p>行政監査については、昨年の医薬品横領事件を踏まえ、市立病院医薬品管理の随時監査として行いました。病院事業会計については、引き続き、医薬品管理の改善状況等の確認を行うなど、たな卸資産の管理等の観点を重視して監査等を実施してまいります。なお、その他の重点事業で指標の目標値を達成できた要因としては、事業の年間スケジュールを局内で協議し、調整を行う中で、協力体制を構築し、計画的に取り組んできた結果だと分析しています。</p> <p>また、政策指標としている定期監査の指摘件数は4件で、28年度に比べ3件減少し、着実に目標値の達成に向け成果がでています。</p>			
今後の方向性			
<p>【政策・施策目標の達成に向けた今後の方向性について】</p> <p>事業全体は、順調に進捗しており、継続して進めていきます。その中で、政策指標としている定期監査の指摘件数をさらに減少させるため、指摘事項の是正について、内部統制を行う部局と連携を図るとともに、前年度指摘事項のあった課かいについては、フォローアップを行い、財務事務等のミスの再発を防止し、適正で効果的な事務執行を確保します。</p> <p>今年度職員数が1名削減され、常勤職員の半数が異動したことにより、監査の実務経験が浅い職員が増加しています。適切かつ効率的な監査・検査を実施するためには、担当職員の更なるスキルアップが不可欠であることから局内ミーティングでの情報共有や実務経験が豊富な職員との実査などのOJT等を通じ監査能力の向上を図るとともに、専門性を高めるため職場外研修への積極的な参加に取り組むなど、職員一人一人の資質の向上を図ります。</p> <p>平成29年6月の地方自治法の一部改正に伴い、監査制度の充実強化、内部統制制度の整備などが規定されました。その中で、監査委員が定める監査基準について、国から示される指針及び動向等に注視し、策定に向けた準備を進める必要があります。国のこうした動向を的確に捉え、近隣各市の状況を把握し、監査・検査等を適切に行い、市の行政執行の適法性、効率性、妥当性の維持、確保に努めます。</p>			